

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

管理 No.	1038
--------	------

所管部署：環境部 廃棄物対策課
 （産業廃棄物対策係 / 内線：71-2226）

根拠区分	法律 一条例	
許認可等の名称	破砕業の許可	
処分権者	市長	
根拠規定	根拠法令・条例題名 (制定年/区分/発令番号)	使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成 14 年法律第 87 号)
	根拠規定条項	67 条-1
基準規定	基準法令等題名 (制定年/区分/発令番号)	使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。） (平成 14 年法律第 87 号)
		使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（以下「省令」という。） (平成 14 年号外経済産業省、環境省令第 7 号)
	標準作業書ガイドライン(以下「ガイドライン」という。） (平成 16 年 2 月 26 日)	
基準規定	基準規定条項	許可審査運用マニュアル(以下「マニュアル」という。） (平成 16 年 2 月 26 日)
		事業計画書 収支見積書審査マニュアル(以下「審査マニュアル」という。） (平成 16 年 2 月 26 日)
基準規定	審査基準	自動車リサイクル法の本格施行に向けて(以下「施行マニュアル」という。)
		法第 69 条、省令第 62 条
		<p>次の条件への該当を審査する。</p> <p>1. (1) 施設に係る基準（省令、ガイドライン、マニュアル、審査マニュアル及び施行マニュアルに定めるところによる。）</p> <p>生活環境保全上適正な処理可能な施設（特に、破砕工程については施設許可を有する産業廃棄物処理施設等）の保有</p> <p>破砕工程については、汚水の外部への流出防止等のため、コンクリート床面、排水処理施設、屋根等の設置を原則とするシュレッダーダスト（ASR）の保管場所の保有 等</p> <p>(2) 破砕業許可申請者の能力に係る基準（省令、ガイドライン、マニュアル、審査マニュアル及び施行マニュアルに定めるところによる。）</p> <p>破砕工程・破砕前処理工程の手順等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること</p> <p>事業計画書又は収支見積書から判断して、破砕業を継続できないことが明らかでないこと 等</p> <p>2. 法人そのもの、役員及び本支店の代表者や契約締結権限のある使用人等が、禁錮以上の刑、廃棄物処理法その他の生活環境保全法令等の違反による罰金刑及び許可取消後から 5 年を経過していないこと、暴力団関係でないこと等。</p>

標準処理期間 (経由機関の日数)	
本票の作成日	平成 年 月 日作成
更新履歴(更新日)	改正沿革 平成 年 月 日改正

審査基準(裏面追加)

	基準内容
審査基準等 補足	使用済自動車の再資源化等に関する法律 67条-1 (破碎業の許可) 第六十七条 破碎業を行おうとする者は、当該業を行おうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。